

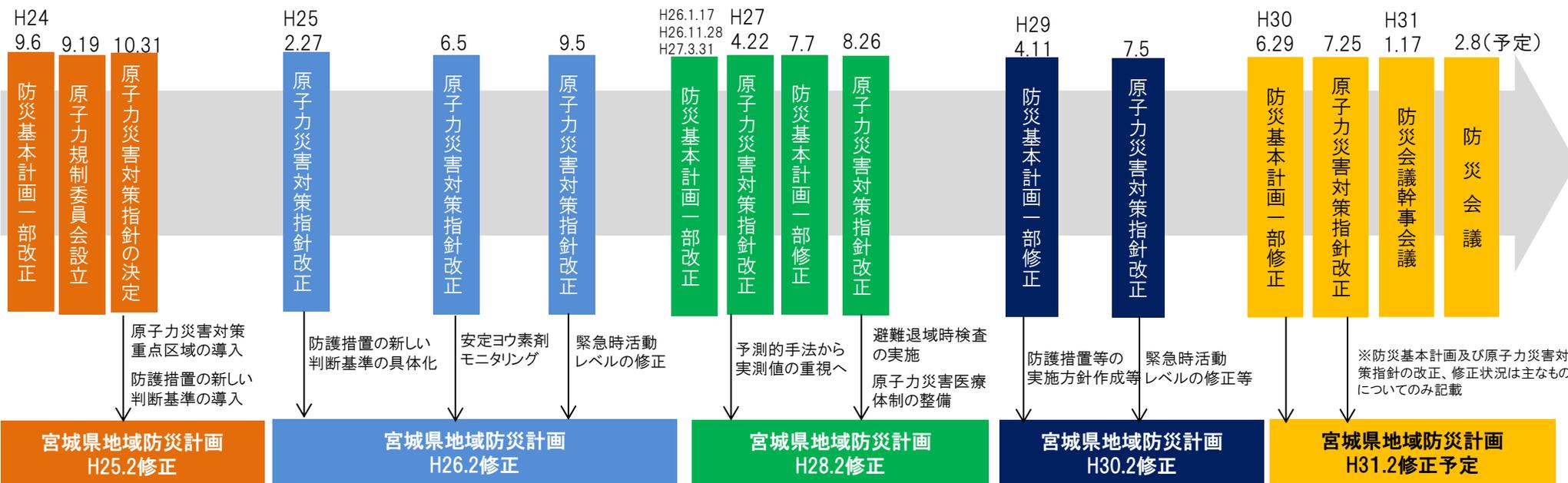
平成30年度

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

### 【目 次】

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 修正の経緯     | ・・・ 1 |
| (2) 主な修正点について | ・・・ 2 |

# 1 修正の経緯



## これまでの修正の概要

**H25.2**

- 原子力災害対策重点区域の導入
  - PAZ: 予防的防護措置を準備する区域
  - UPZ: 緊急防護措置を準備する区域
- 防護措置の新しい判断基準の導入
  - EAL: 緊急時活動レベル、OIL: 運用上の介入レベル

**H28.2**

- 予測的手法から実測値の重視
  - ・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除
- 避難退域時検査の実施
  - ・OILに基づく防護措置として避難又は一時移転の対象となった住民等を対象とした検査の実施
- 原子力災害医療体制の整備
  - ・「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」への移行

**H26.2**

- 緊急時活動レベル(EAL)の全面修正
  - ・緊急事態区分に該当する個々のEALの全面修正
- 緊急時モニタリング体制
  - ・国による緊急時モニタリングの統括
- 安定ヨウ素剤
  - ・安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築

**H30.2**

- 緊急時活動レベル(EAL)の修正
  - ・地震・津波等の自然災害に対する要件や新規基準に適合していない実用発電用原子炉用の要件の修正など
- PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の設定
  - ・離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない牡鹿半島部
- 防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
  - ・県及び国が相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じて作成

## 2 平成30年度の主な修正内容について

### <防災基本計画の修正の反映>

#### ○文言の整理

(変更前)避難所

(変更後)指定避難所 など (新旧対照表:P4,5,6,7,8,10,11,12,13,14,15,16,17,18)

### <原子力災害対策指針の改正の反映>

#### ○緊急時活動レベル(EAL)の区分に関する文言の整理

掲載している「緊急事態区分とEALの枠組み」について、いわゆる「冷却告示」の対象施設※が適用外であることを明記 (新旧対照表:P2)

※使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設

#### ○放射線による影響に関する文言の修正

	確定的影響	確率的影響
変更前	確定的影響を回避	確率的影響のリスクを最小限に抑える
変更後	重篤な確定的影響を回避し又は最小化	確率的影響のリスクを低減する

(新旧対照表:P1,3)

### <地域防災計画独自の修正(原子力防災の体制整備に係る修正)>

○緊急輸送に関する協定を締結した公益社団法人宮城県バス協会を指定地方公共機関に追加  
(新旧対照表:P3)